佐世保市公告第 393 号

制限付き一般競争入札（事後審査型）

制限付き一般競争入札を執行するので地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定に基づき次のとおり公告します。

令和８年１１月１７日

佐世保市長　　宮島　大典

１　入札に付する事項

(1)　業務名　：公園（南部）樹木管理（その２）業務委託（単価契約）
(2)　履行場所：佐世保市内南部
(3)　履行期間：契約の日から令和９年３月３１日まで
(4)　業務概要：市内南部の公園の樹木の伐採や剪定などを実施するもの

２　入札参加条件及び資格に関する事項

(1)　次に掲げる資格要件すべてを満たしていること。
①　令和８年度佐世保市入札参加資格者名簿に（造園）の登録がある市内業者
②　１級造園施工管理技士又は２級造園施工管理技士のいずれかの有資格者を有する者
③　佐世保市の市税・国民健康保険税、消費税及び地方消費税の滞納がない者
④　入札日以前 6 箇月以内に、取引銀行において不渡手形及び不渡小切手を出していない者
⑤　会社更生法第 17 条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法第 21 条第 1 項の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。（会社更生法の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされた者であっても、手続き開始の決定後、佐世保市入札参加資格申請書を再度提出し、受理された者を除く。）

(2)　次の事項に該当する者は、入札に参加できない。
①　地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者。なお、被補助人、被保佐人または未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項の規定に該当しない者とする。
②　本公告日から落札決定日までの間に、佐世保市が規定する指名停止等措置各要綱に基づく指名停止の措置または佐世保市が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づく指名除外の措置を受けている期間がある者
③　同入札に役員重複等の系列関係がある者

３　契約条項等の閲覧

佐世保市財務規則、佐世保市業務委託の契約事務に関する基幹要綱等、入札に関する事項は、佐世保市役所都市整備部都市政策課又は佐世保市役所ホームページで閲覧することができる。なお、都市政策課において閲覧を希望する場合は、閲覧前日までに事前連絡を行うこと。

４　最低制限価格

本件は最低制限価格を設定しない。

５　ランダム化の有無

最低制限価格のランダム化：無

６　入札保証金

佐世保市財務規則第 169 条第 3 号の規定により免除する。

7　契約保証金

契約金額の 100 分の 10 以上を、市を受取人とする履行保証保険の加入又は現金を市へ納付とする。(現金納付の場合は業務終了後返還する。) ただし、次の要件全てを満たす場合は、契約保証金を免除する。

前々年度までの間に地方公共団体、独立行政法人又は国（公社及び公団を含む）と種類及び規模をほぼ同じくする契約の実績が 2 件以上あり、誠実に履行していること。(要書類確認)

8　入札参加申請に係る審査

事後審査のため、入札前の入札参加申請は不要とし、入札後に落札予定者の申請に基づき契約の可否について審査を行う。審査については、**「20 落札者の決定」**のとおり。

9　設計図書（仕様書）の公開

設計図書(仕様書)については、佐世保市ホームページの「佐世保市からの調達情報掲示板一覧」から仕様書等をダウンロードすること。

入札参加希望者にのみ仕様書解除用のパスワードを交付するので、入札参加を希望する者は、巻末に記載の発注課担当に送付先等を連絡しパスワードの交付を受けること。

10　入札

電子メール入札とし、次の要領にて行う。

(1)　電子メール入札に参加する場合、電子申請により本市にメールアドレスを登録している場合を除き、事前に参加認証を受けること。下記アドレスに別紙「電子メール入札認証申請書（様式４）」にて申請を行い、佐世保市の認証を受け、「電子メール入札参加認証通知書（様式５）」の交付を受けること。

既に電子申請により本市にメールアドレスを登録している場合は、参加認証済となりますので「電子メール入札認証申請書」の提出は不要(電子メール入札参加認証通知書は交付する。)。

※「電子メール入札認証申請書」の原本は落札後に提出すること。紛失した場合や申請に使用したものと異なるものであると判明した場合、落札を取り消しますのでご注意ください。

(2) 電子メール入札認証申請書の送信先

メールアドレス：tosise.nyuusatu@city.sasebo.lg.jp

(3) 電子メール入札認証申請書の受付期間

令和８年１１月１９日（木曜日）１７時１５分まで

※時間厳守（受付期間を超過した場合は受け付けません。）

(4) 電子メール入札参加認証通知書の交付

認証・否認証の通知は、申請されたアドレスに送信し交付する。

(5)　入札は、代表者（契約締結権限者）名で行わなければならず、代理人名による入札は認めない。

(6)　**電子メール入札の場合は、必ず添付している入札書を使用し、入札書に押印したものをＰＤＦに変換しメールに添付すること。また、ＰＤＦに変換する前のエクセルデータの入札書も添付すること。**

(7)　入札は「電子メール入札参加認証通知書」及びこれに添付された手順書等の手順に従い行うこと。

(8)　**市が受信する電子メールは、セキュリティの関係で、サーバーから上記アドレスまでの到着に時間がかかるため。送信は、時間に余裕をもって行うこと。**

(9)　入札回数は、2 回とする。

入札は第 1 回目で落札者が決定しない場合は、再度の入札の日時等を別途通知する。この場合、次回の入札に参加する意思がないときは、入札書に辞退の旨を記入し提出すること。

(10)　入札は、1 件につき 1 通とする。

(11)　入札者は入札書の記載事項について訂正したときは、入札に使用した印鑑を訂正個所に押印すること。ただし、首標金額は訂正することはできない。

(12)　入札書の原本は落札後に提出すること

(13)　以下の業務順に開札を行う。今回の入札では、落札業務以降に開札する業務の落札者になることはできないものとし、落札以後の入札書は無効とする。

開札順	業務名
１	公園（北部）樹木管理（その２）業務委託（単価契約）
２	公園（南部）樹木管理（その２）業務委託（単価契約）

11　入札書の受付期間

令和８年１１月２６日（木曜日）　８時３０分から
令和８年１１月３０日（月曜日）　１７時１５分まで

※　時間厳守（受付期間を超過した場合は受け付けません。）通信状況に不具合等があった場合は、入札を延期することがあります。この場合は、巻末に記載の担当課から通知を行います。

12　入札書に記載する金額

入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記入すること。

13　電子ファイル解除用パスワード通知書の受付期間

令和８年１１月２６日（木曜日）　８時３０分から
令和８年１１月３０日（月曜日）　１７時１５分まで

14　質問について

業務内容についての質問は、ダウンロードした設計図書（仕様書）に添付してある本市指定の「質問書」に必要事項を記載し、巻末に記載の問い合わせ先に連絡のうえ、FAX にて送付すること。質問は FAX のみとし、電話、口頭での受付は行わない。

質問の期限は、令和８年１１月１９日（木曜日）13 時までとする。

15　開札の日時及び場所

令和８年１２月１日（火曜日）１０時１５分
佐世保市八幡町１－10　佐世保市役所都市整備部都市政策課（8 階会議室１（小会議室））

16　開札の立会い

開札時の立会いは市職員にて行う。

17　入札の無効

次の各号に該当する場合は無効とする。なお無効となった者は再度の入札に加わることはできない。

(1)　入札に参加する資格がない者のした入札
(2)　入札書に入札価格の記載がないもの、入札書の入札価格を訂正したもの、入札書に名称を記入していないもの、入札書に入札者の記名押印（会社の印及び代表者の印）がないもの又は入札書中の文字等が不明で判読しにくいもの
(3)　同一事項の入札について２通以上の入札書を提出したもの
(4)　入札に際し不正の行為があったと認められるもの
(5)　送信された入札書が所定の日時までに所定のメールアドレスに到達しないもの（所定の期間前に到達した場合を含む。）
(6)　最低制限価格に達しないもの
(7)　「電子メール入札参加認証通知書」の交付を経ずに入札を行った場合
(8)　「電子メール入札認証申請書」により申請したメールアドレス以外からの入札が行われた場

合
(9)　「電子メール入札参加認証通知書」により市が指定したメールアドレス以外に入札を行った場合
(10)　送信されたＺｉｐファイルにパスワードが設定されていない場合
(11)　同一入札に際し、電子メールが再度送信されるなどにより、電子メールで送信された入札書（以下「電子メール入札書」という。）が２通以上送信された場合
(12)　送信されたＺｉｐファイルが「電子ファイル解除用パスワード通知書」に記載されたパスワードで開けない場合
(13)　送信された電子メールにＺｉｐファイルが添付されていない場合
(14)　送信された電子ファイル又は電子メール入札書が、コンピュータウイルスに感染していた場合
(15)　紛失などの理由により、電子メール入札書と電子メール入札書の原本が同一のものと確認できない場合、又は送信された申請書と申請書の原本が相違なく同一のものと確認できない場合
(16)　【佐世保市公告第〇〇〇号】公園（北部）樹木管理（その２）業務委託（単価契約）の落札候補者又は落札者
(17)　その他発注課が仕様書等に示した方法以外で入札した場合

なお、審査の結果、資格を満たしていない場合は、落札を無効とし契約しない。
また、Ｚｉｐファイルの中に「10 入札」の(6)に規定するＰＤＦデータとエクセルデータが保存されていない場合は、その入札書は無効となる場合がある。無効となった場合は、再度の入札に加わることができない。

18　落札候補者の決定

落札候補者は、本市の予定価格以下の価格で入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者とする。また、落札となるべき同価の入札をした者が 2 者以上あるときは、「佐世保市業務委託の契約事務に関する基幹要綱」第 26 条に基づき、入札書の「くじ番号」欄に記載された数値を基に次の方法にて落札候補者及び次順位者を決定する。入札に参加する者は、同価となった場合に備え、あらかじめ入札書の「くじ番号欄」に 0～999 までの任意の数値を記入しておくこと。

ア　同価となった入札書の受付日時順に「0」から順に番号を付番する。
イ　同価の入札書に記載してある「くじ番号」の数値を合計する。
ウ　上記数値を同価となった入札書の数で割り、余りの数値を算出する。
エ　「付番数値」が「余りの数値」と合致する業者に決定する。

※くじ引きに移行した場合で、同価となる入札書に数値を記入していなかった場合は、当該くじ番号は「000」を記入しているものとみなす。

落札候補者へは、口頭で通知する。

19　落札候補者の入札参加資格の審査

落札候補者は、令和８年１２月４日（金曜日）１２時までに、別紙「審査申請書（事後審査型）」に必要な書類を添付し、落札者となることを希望する審査申請を行わなければならない。審査の結果、資格を満たしていない場合は、落札を無効とする。

落札候補者及び次順位者がいる場合に落札が無効になったときは、次順位者を新たな落札候補者として入札参加資格の審査を行うものとし、以後同様とする。審査書類の提出期限は、巻末に記載の担当課から通知する。

20　落札者の決定

落札者は次の要領にて決定する。

審査申請内容を審査し、要件をすべて満たした場合は落札候補者を落札者とする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。

21　落札者の周知方法

落札者が決定したら、落札者に令和８年１２月８日（火曜日）１７時まで（入札参加資格審査を２回以上行う場合は審査書類の提出期限日の翌日１７時まで）に口頭で通知し、入札結果を市役所都市政策課で縦覧することで周知する。

22　契約の締結

契約の締結は、日本国の法令等、佐世保市財務規則及び佐世保市が独自に定める要綱等の関係法令規則及び要綱等の基準により、落札通知後に行う。

23　その他の事項

(1)　この入札に関し、違法となる不正行為及び社会的不信を招くような不誠実な行為は絶対に行わないこと。

(2)　落札者が契約締結の日までに佐世保市から指名停止、指名除外又は入札参加規制の措置を受けた場合は、本契約を締結しない。

(3)　契約書は、原則、佐世保市指定様式とする。佐世保市指定様式以外の様式を使用する場合であっても、受注者が支払う遅延利息、違約金等の率は佐世保市が定めた率以上とし、佐世保市が支払う遅延利息、違約金等の率は佐世保市が定めた率以下とする。

24　問い合わせ先

佐世保市役所都市整備部都市政策課　担当　村田
電話 0956－24－1111（内線 2803）
FAX 0956－25－9078
都市政策課メールアドレス：tosise.nyuusatu@city.sasebo.lg.jp